

Title	季御読経における請僧
Author(s)	佐野, 和規
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1991, 25, p. 57-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48026
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

季御読経における請僧

佐 野 和 規

はじめに

黒田俊雄氏の顯密体制論の提起⁽¹⁾以来、中世史の分野では、寺社勢力に関する研究が盛んに行なわれてきた。しかし、それらは個別寺院史研究にとどまるものが多く、寺社勢力全体の在り方、あるいは、中世国家と寺社との関係を追求する研究はなお十分であるとは言いがたい。その原因の一つは、中世国家及び寺家権門にとって、重要な意義を有しているところの国家的法会に関する実証的研究が立ち遅れていることにある。このようなことから私は、中世の国家的法会に注目し、特にその請僧の問題を具体的に検討してみたい。請僧とは、僧侶を選定し法会に招くことである。⁽²⁾ 国家的法会の請僧の問題を追求することは国家と僧侶との関係、さらに、国家と寺家との関係を追求することにつながる。にもかかわらず、この問題について多少とも考察している研究は土谷恵氏⁽³⁾、伊藤清郎氏⁽⁴⁾のもを除いて見当らない。また、貴重な両氏の研究も請僧に関する部分については問題点を多く含んでおり、十分な⁽⁵⁾ものではない。

ある「季御読経」の請僧の在り方を検討する。季御読経という一つの事例だけでこの問題を追求するのは次の理由からである。第一に、後にみるように請僧方式は複雑であり、また、法会ごとに相違する。このため、請僧について研究していく場合、当面一つ一つの法会でその具体的形態を明らかにしていく必要があると考えるからである。第二に、季御読経を事例に選ぶ理由だが、季御読経は仁王会と並んで請僧人数が百人にも及び、恒例の国家的法会の中でその規模が最大である。従って、請僧規模のもっとも大きな場合として請僧形態の一つの典型的事例となりうるものと考ええる。第三に、季御読経は請僧規模が大きいためか、他の仏事に比べて請僧についての史料が豊富であるからである。

以上の理由から、季御読経は請僧の問題を追求するうえで格好の素材ということがいえるだろう。⁽⁶⁾

ここで、季御読経という法会について、その概略を説明する。季御読経とは、大般若経転読会を中心とした宮中仏教年中行事の一つである。春秋の二季、それぞれ四日間に渡って行なわれる。その期日は固定せず、陣定での陰陽寮勘申によって決定される。法要は御前（清涼殿）と南殿（紫宸殿）の二ヶ所において営まれ、それぞれ二十人、八十人の僧侶が請ぜられる。この季御読経の起源は、貞観元（八五九）年にはじめられた恒例の二季の大般若経転読会にある。これが九世紀末、十世紀初頭に整備され「季御読経」として本格的に成立した。⁽⁷⁾ この季御読経は南北朝期以降実施が確認できなくなる。

一 季御読経請僧の本来的形態（十～十一世紀前半）

ここでは、季御読経の成立以後十一世紀前半までみられた請僧形態を明らかにする。

まず、表1を参照されたい。季御読経の請僧百人は陣定の形態で決定される。このような国家的法会の請僧を行なう陣定は、普通「僧名定」とよばれている。⁽⁸⁾この僧名定がはじめられるに当たっては、予め史によって請僧に必要ないくつかの文書が用意され上卿の前に提出される。例えば、『小右記』寛仁二（一〇一八）年三月朔日条では、上卿藤原実資が季御読経僧名定をはじめに先立って、「仰_レ可_レ奉_三例文・視等_二之由_一」⁽⁹⁾せたところ、史は「近例文・僧綱名帳、三会已講阿闍梨名帳、軸輪転名帳等」を進めたとある。また、同じく『小右記』治安三（一〇二三）年五月二日条では、史が僧名定の上卿に奉った文書として「去年定文、僧綱、阿闍梨、諸寺僧名帳」が挙げられている。こうした場合のように、僧名定の場に提出された文書を年代ごとに整理したのが表1である。それによると、文書の種類が十一世紀までと十二世紀以降とは全く異なっていることがわかる。十一世紀までは、多様な文書が僧名定に提出されているのに対して、十二世紀以降は、基本的に「旧定文」と「今日可_三請定_二僧名_一」の二種類のみである。このような変化は季御読経の請僧形態の変化を示すものと考えられる。つまり、この表1から季御読経の請僧方式の変化の画期は、十一世紀後半から十二世紀前半までの間にあると考えられる。⁽⁹⁾

そこでまず、十一世紀までみられた季御読経の請僧の本来の形態について追求する。

季御読経においては僧侶を請ずるのに次の三段階の手続きがとられる。

- (1) 季御読経に請ずる百人の僧侶を定める僧名定
- (2) 請僧の中から辞退者（闕請）が出た場合、それを補う闕請定
- (3) こうして確定した請僧百人の中から、特に御前に召される僧侶二十人を定める御前僧定⁽¹⁰⁾

これらは、いずれも行事上卿（場合によっては日の上卿）の主導で陣定の形態で行なわれ、決定された請僧は蔵人

表1 季御読経僧名定に提出された文書

年月日(年代)	提出文書	典拠
10世紀	<ul style="list-style-type: none"> 年々僧名 名僧帳 内供阿闍梨解文 諸寺解文 外任死去勘文 「春季延暦、興福寺、輪転中召去年立義者、有解文」 	『西宮記』 (巻五、季御読経)
寛仁2(1018)年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 近例文 僧綱名帳 三会已講阿闍梨名帳 軸輪転名帳 去年見学立義僧名并広学堅義 	『小右記』
治安3(1023)年 5月2日	<ul style="list-style-type: none"> 去年定文 僧綱阿闍梨諸寺僧名帳 外任死去勘文 去年興福寺堅義者天台広学堅義者 	『小右記』
長元2(1029)年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 綱所進死去勘文 寺々解文 僧正慶命上辞僧正之文 	『小右記』
11世紀 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 年々僧名 名僧帳 諸寺解文 外任死去勘文 興福寺延暦寺堅義者注文 	『江家次第』 (巻第五、季御読経事)
仁安2(1167)年 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> 旧定文一通 今日可請定僧名一通 	『玉葉』
嘉応2(1170)年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> 年々定文一通 今度可請之僧名一通 	『玉葉』
建仁2(1202)年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> 旧定文一卷 今度可候之僧名一卷等 	『猪隈関白記』
承久2(1220)年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> 年々置定文一卷 今度可配之僧名 	『玉葉』
天福1(1233)年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> 年々僧名 僧帳 諸寺解文 外任死去勘文 興福寺延暦寺堅義者文 ※2 	「民経記」 (『大日本史料』 5編之8、五月 二十一日条所収)

※1 『江家次第』は十二世紀初頭に成立するものだが、この季御読経に関する部分は十一世紀段階の内容を示していると考えられる〔注(16)参照のこと〕。

※2 天福二年の事例は、「民経記」の筆者である広橋経光が『江家次第』の該当部分をそのまま写したものであると思われる。そのことはこの前後の文言が『江家次第』のものと同じであることから窺える。

ないし行事弁に付して奏上される。

それでは、それぞれの段階ごとに分けて季御読経の請僧形態を具体的に考察しよう。

(1) 僧名定

まず、季御読経の請僧百人がどのような僧侶であったかを検討する。

『江家次第』には、季御読経の僧名定文の雛型が載っており、それによって季御読経に請ぜられる百人の僧侶の身分・所属寺院等が窺える。

惣百人

僧綱 大威儀師百口中 威従各一人百僧外

三会已講

諸寺

東大寺 興福寺各八人中、上四人輪讀、下四人輪転、次第一人

元興寺 大安寺已上各一人、往年次各一人

薬師寺 西大寺已上各一人、次第一人

法隆寺一人 東寺 西寺已上各一人、次第一人

延暦寺八人如三東大寺、次第一人 定心寺一人、次第一人、諸寺次第在三百僧内

梵釈寺 崇福寺 天王寺 常住寺

貞観寺	嘉祥寺	極楽寺	元慶寺
法琳寺	仁和寺	圓成寺	醍醐寺
広隆寺	法性寺	雲林院	圓融院
慈徳寺	積善寺	圓教寺	法成寺
圓宗寺	法勝寺	尊勝寺	
已上各一人	<small>但隨二僧綱員有出入</small>	<small>(11)</small>	

これによると、季御読経に請ぜられる僧侶は次の三種類の身分に分けて考えられており、請僧の仕方もそれぞれ異なっていたようである。

第一に挙げられているのは、僧綱位のものである。第二に、三會已講・内供・阿闍梨等の有職凡僧である。⁽¹²⁾そして第三に、諸寺凡僧である。このうち諸寺凡僧については、寺ごとに分担の僧数が記載されている。これは、毎年必ず請ぜられる僧侶と、交替で請ぜられる僧侶に分かれていたようである。前者の僧侶は「軸請」とよばれ、後者の僧侶は「輪転」とよばれている。東大寺・興福寺・延暦寺の三寺はそれぞれ軸請と輪転合わせて八人が請ぜられ、それ以外の寺は一人ないし二人の軸請である。⁽¹³⁾この軸請・輪転という表現は、請僧の在り方を車の軸と回転(輪転)部分に例えているのであろう。これらの諸寺凡僧の割当ては畿内近国の寺院三十四箇寺にも及んでいる。千僧御読経でさえ十箇寺からの請僧で千人もの僧侶を充足できることからすれば、⁽¹⁴⁾季御読経に係わる寺院数には特別な意味がある。これは、季御読経が本来畿内近国の名僧を普く招いて行なうという理念を有していることを示すも

のであると考える。⁽¹⁵⁾つまり季御読経は、僧綱・有職に任ぜられるような名僧、さらに畿内近国の諸寺に属する名僧を普く請じて営まれる法会なのであった。

それではこのような僧侶たちは、季御読経の僧名定においてどのような方式で請ぜられたのだろうか。

十一世紀までは、僧名定の場に提出される文書が多様であることを指摘したが、それらは次のiからvに示す五種類の文書に整理することができるであろう。例えば『江家次第』では、上卿が「仰_レ弁令_レ進例文」として「年々僧名、々僧帳、諸寺解文、外任并死去勸文等、興福寺延暦寺堅義者注文等」の五つを挙げて⁽¹⁶⁾いる。この『江家次第』の記載を手がかりに、表1にみられる史料やその他の記録によって補足しながら、それぞれがどのような機能を有しており、互いにどのように関連していたかを考察することによって、僧名定の具体的な形態を明らかにしていきたい。

i 年々僧名

『江家次第』には、僧名定に用意される文書として、最初に「年々僧名」を挙げて⁽¹⁷⁾いる。

これは過去何年かの季御読経僧名定で作成された僧名定文のことである。寛仁二(一〇一八)年には「近例文」、治安三(一〇二三)年には「去年定文」と表現されている(表1)。仁王会の事例だが、寛仁元(一〇一七)年九月二十六日の僧名定においては、僧名が「長和二年定文」に基づいて書かれ、「死去者・隠居者」についてはそれぞれ「改補」⁽¹⁷⁾されている。つまり、僧名定では、去年あるいはそれ以前に作成された僧名定文に記載されている僧侶をそのまま請じ、欠員の分だけを別の僧侶で補うという原則にたっていたのであろう。そして、補われる僧侶は以下の文書に基づいて選ばれたと考える。

ii 名僧帳

まず、『江家次第』にみられる「名僧帳」という文書である。

これは、寛仁二年の例では「僧綱名帳」「三会已講阿闍梨名帳」「軸輪転名帳」の三つの文書としてあらわれ、治安三年には「僧綱、阿闍梨、諸寺僧名帳」という形でみられる(表1)。(18)つまり、僧綱・有職凡僧・諸寺凡僧という三つの身分に応じてそれぞれ「名僧帳」が存在していたと考えられる。これらは、季御読経に限らず、あらゆる国家的法会共通の請僧の帳簿であり、さらに請僧のみならず、朝廷が顕密僧を把握するための基本台帳であったと思われる。そして、iで考察した「年々僧名」にみえる欠員は、これらの「名僧帳」に登録されている僧侶によって基本的に補充されたのであろう。

これらの「名僧帳」は僧侶の補任や異動があるたびに、朝官によって訂正されていたと考えられる。

iii 外任并死去勘文

『江家次第』にはさらに、「外任并死去勘文」という文書がみられる。これは「年々僧名」における僧綱・有職の欠員を確認するためのものであろう。(20)

治安元(一〇二一)年十二月十三日の季御読経僧名定に備えて、行事上卿藤原実資は、「去春・夏比南北僧多死去」したため「外任・死去者仰_二綱所_一可_レ令_二勘申_一」きことを命じている。(21)僧綱・有職の補任や異動は朝廷が把握しているところだが、それらの死亡や遠行は実態を掌握しにくいのではないか。このため、僧綱・有職については、上卿の命によって綱所にこのような勘文を作成させたのであろう。

iv 諸寺解文

『江家次第』には「諸寺解文」とよばれる文書も登場する。これは、「年々僧名」における諸寺凡僧の欠員を、諸寺が補うために提出する解文であると考えられる。

『小右記』万寿四(一〇二七)年四月二十一日条によると、季御読経の軸請の一人である興福寺の良胤という僧侶が罪を犯したため本寺を追放されており、よって「可_レ止_三軸請_一、改入_三他人_二可_レ奏_一」きことが関白藤原頼通より命ぜられた。しかし、藤原実資はその命に対して、「依_三本寺解文_二入_三軸請_一、而不_レ令_レ知_三本寺_二暗入_三軸請_一如何」という感想を述べている。つまり、季御読経請僧のうち諸寺凡僧の軸請に当たたる僧侶の変更は、寺家からの解文による申請に基づいてなされるのであろう。既に取り上げた寛仁元(一〇一七)年九月二十六日の仁王会僧名定の事例にも、「聖神寺解文」なるものがみられ、それは聖神寺の欠員を聖神寺司が補うものであった。⁽²²⁾このように諸寺解文は、これまで季御読経に出仕していた諸寺凡僧に欠員が生じたとき、新しい僧侶を寺家側が推挙する文書ではな⁽²³⁾いか。そしてこの場合、iiでみた「名僧帳」は寺家が推挙してきた僧侶を確認するために用いられたものと思われる。⁽²⁴⁾

この諸寺解文は綱所を通じて行事所に提出される。⁽²⁴⁾

v 興福寺延暦寺堅義者注文

『江家次第』にはその他に「興福寺延暦寺堅義者注文」なるものがみられる。

表1の寛仁二(一〇一八)年や治安三(一〇二三)年の場合には、「去年」という文言が付記されている。つまり、これは前年の興福寺研学堅義者及び延暦寺広学堅義者についての名簿ないし解文である。『西宮記』には「春季延暦、興福寺、輪転中召_二去年立議者_一、有_三解文_二とある。⁽²⁵⁾つまり延暦寺と興福寺は、春季御読経の諸寺凡僧の輪転分に

去年の研学広学堅義者を加えることのできる慣例があったらしい。

なおこの解文は維摩会勅使等が持参し提出する。⁽²⁶⁾

以上が僧名定の場に史によって提出される文書である。これらの文書を用いて次の原則で僧名が定められる。

(a) 年々の僧名定文に挙げられている僧侶を原則として請ずる。但し、外任并死去勸文や諸寺解文によって、変更されるべき僧侶を確認し、⁽²⁷⁾名僧帳と諸寺解文及び堅義者注文によって新しく補う僧侶を決定する。

(b) 僧綱有職を優先的に請僧する。そのため名僧帳における僧綱や有職の増減に依じて、諸寺凡僧を追加なし減じ、請僧が丁度百人になるように調整する。⁽²⁸⁾そして、止められたり人数が減じられた諸寺凡僧も僧綱等の死去辞任があった場合は、「諸寺僧名帳」に照らし合わせてもとに復される。

(a)(b)にみられるような指示は上卿が行ない、上卿の指示に基づいて、参議ないし大弁が僧名定文を執筆していく。こうして完成した僧名定文は内覧・奏上されたのち、行事弁に下され、さらに史を通して綱所に下し廻請が命じられる。⁽²⁹⁾綱所は法務の署名を得たのち廻請を行なう。⁽³⁰⁾

(2) 闕請定と闕請への対策

次に闕請定と闕請への対処の仕方についてみてみたい。

闕請定は十・十一世紀には次のような形で行なわれる。僧名定ののち綱所によって廻請がなされるが、僧侶の中には個人的都合で出仕を辞退(闕請)するものが何人かいる。そうした僧侶はその際、綱所を通して「辞書」⁽³¹⁾を行事所に提出する。⁽³²⁾提出された辞書に基づいて、行事上卿は陣定を再び行ない、辞退者に代って請ずる僧侶を選定し、出仕僧数が百人となるようにするのである。これが闕請定である。そして、これは闕請が出来するたびに逐次行な

られるものであった。⁽³³⁾ただ、仁王会の事例からすると、一度目の闕請定は陣座で、二度目は行事上卿ないし行事弁の里亭で行なわれた。三度目以降は行事弁が独自に補填したと思われる。⁽³⁴⁾

また、闕請の問題とも係わることだが、この時期は、季御読経についての理由のない辞退、あるいは当日の無断欠席に対して、朝廷は厳しい処置に出たということが指摘できる。例えば、万寿二(一〇二五)年十月十九日には、「指故障」なく季御読経の出仕を辞退する僧侶については、他の仏事への公請も停止することが宣言として出されている。⁽³⁵⁾

(3) 御前僧定

最後に御前僧定について検討する。

この時期には御前僧定が本来的機能を有しており、上卿の主導する陣定の形態で、既に決定している請僧百人の中から二十人の御前僧が選定された。そのうちに内覧奏上がなされるのだが、それまで御前僧の選定に天皇や摂関の見解が入ることはない。奏上のうち、御前僧定文は行事弁・史を通して綱所に下され、綱所が御前僧を催す。

しかし、この時期においてもさらなる次のような変遷があった。すなわち、十世紀末〜十一世紀初頭において御前僧定は⑦の方式から①の方式に変化する。

⑦ 闕請定のうち、季御読経の行なわれる数日前の陣定で、決定した請僧百人の中から、予め御前僧二十人を選定奏上し事前に綱所に催させる方式⁽³⁶⁾

① 季御読経の初日の朝に、行事弁が当日の見参僧の中から御前に候するに相應しい僧侶を記し、それを季御読経開始直前の御前僧定に提出し、それを参考に御前僧を選定奏上する方式⁽³⁷⁾

⑦から④への変化は、臨時御読経の場合でも、「近例臨期奉_二辞書_一、初日多遅参、仍当日旦、記_三取見参_二定奏_一為善」と『北山抄』に述べられていることから明らかである。即ち、このころより徐々に顕在化する僧侶の遅参や欠席⁽³⁹⁾への対策として、御前僧定が事前に行なわれる⑦の形態から当日に行なわれる④の形態に変化したのであろう。そして、このいずれの場合でも、この時期は御前僧が遅参などで不足する場合は、南殿から新たに僧侶を召し加えることが行なわれた⁽⁴⁰⁾。

以上、十世紀から十一世紀前半にみられる季御読経の請僧形態について考察した。それによると、季御読経の請僧は三段階とも行事所の主導によって陣定の形態で決定されており、綱所は僧名決定には全く関わっていないことが確認できる。綱所の役割は寺家と朝廷との伝達、事務手続き、さらに選定された僧侶を確実に出仕させることなどにとどまるのである。土谷恵氏は九・十世紀には多様化された請用沙汰を僧綱所が行なっていたと指摘されているが、この時期の綱所の請僧機能を強調して考えることはできない。季御読経にみられたように、十世紀には、一般的な国家的法会の請僧は朝廷による僧名定によって決定されているのであり、綱所は請僧の選定に与れないのである。

二 季御読経請僧形態の変質（十二世紀以降）

ここでは十二世紀以降にみられる、変質した季御読経の請僧形態について検討する。

(1) 僧名の決定

十二世紀以降僧名定に提出される文書の種類が変化していることは、既に表1によって確認した。この時期には、

史によって僧名定の場に提出される文書は、基本的に「旧定文」と「今日可_レ請定_一僧名」の二種類のみである。しかも、建仁二（一一〇二）年の事例では「今度可_レ候之僧名」は「綱所進_レ之」とされてお_レり、僧名定以前の段階で既に僧名が決定し、綱所によって執筆され提出されているのである。それでは、この請僧は僧名定以前のどの段階でどのような形で決定しているのだろうか。

そうした事情を示すものとして天福元（一一三三）年の次の史料を挙げる。

季御読経召僧事、綱所申_ニ御教書_一之間書給_了

東大寺五口 興福寺十口 延暦寺十口

園城寺五口

御教書書様

来廿一日可_レ被_レ行_ニ春季御読経_一、興福寺分僧十口、任_レ例可_レ令_ニ請定_一給_上者、依_ニ撰

政殿御消息之旨事_一、以_ニ此旨_一可_レ令_レ計_ニ披露_一給_上、経光恐惶謹言

五月十一日 右少弁経光

進上 東門院法印御房⁽⁴³⁾

この史料は、来る五月二十一日から始まる春季御読経に備えて、僧名定の前日に、行事弁広橋経光が綱所の申請する請定人数に従って、四箇大寺の別当・長吏・座主に御教書を発送し、各寺において指定された人数の僧侶を直接請定することを要請しているものである。四箇大寺で合計三十人の僧侶が請定されることになる。このような御教

季御説経諸寺召僧事^{東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺等也}、仰遣長吏別当等^二、公文從儀師注進之^三、御教書給綱所使^四、是例也^五。

これも天福元年の場合と同様、綱所が先例に基づいて各寺の請定僧数を注進し⁽⁴⁵⁾、それに応じて行事弁吉田経長が綱所を通して四箇大寺の別当等に請定要請の御教書を発送しているものである。こうした御教書に依り、「座主長吏別当等」は「皆可下知之由」という内容の「請文」を出している⁽⁴⁷⁾。つまり、御教書の要請に応じて、諸寺の別当等は諸寺単位に請定を行ない、それらの僧侶に出仕を下知し、こうして定まった請僧名を請文の形で提出するのであろう。この請文に基づいて、綱所は「今度可候之僧名」を執筆し、それが僧名定に用意されると思われる。そして、このような四箇大寺への請定要請による南殿僧の確保は、十一世紀までの本来的な季御説経の請僧方式とは全く異なるものであるということがいえる。

それでは、何故このような請僧方式への移行がみられたのであろうか。天福元年の諸寺別当等への請定要請の御教書の奉者である行事弁広橋経光がそのことを説明してくれる。

予兼日僧侶催促事、問答綱所^一（中略）、細々以御教書^二譴責、就綱所散状^三申御點^四、可被付^五官使^六之由、各告触者也⁽⁴⁹⁾。

つまり、この請定要請の御教書は、出仕を拒みがちな僧侶を催促し、譴責するための手段なのである。綱所は僧侶を確実に仕出させる役割を有しているということを指摘したが、御教書の形で四箇大寺の別当等へ直接請定要請す

ることによって、綱所は僧侶の欠席へ対処しようとしたのであった。僧侶が出仕を拒みがちな状況において、百人もの僧侶を法会に催すことは、困難なことではなかったか。このため南殿僧に関しては、殊更このような請僧形態がとられたと思われる。そして、このような請僧方式が成立したため、僧名定そのものは儀礼化・形式化していることが考えられる。⁽⁵⁰⁾

(2) 闕請定の形式化

闕請定についても、十一世紀段階と比べて変質がみられる。

まず、十一世紀までは、闕請出来のたびごとに行なわれていた闕請定が、十二世紀になると一回の季御読経について一度しか確認できないようになる。そして、闕請定において補される闕請者の人数はいずれも三人に留まる。⁽⁵¹⁾このことは闕請定が儀礼化していることを示している。実質的な闕請の補填は闕請定とは別に内々に行なわれるようになっていたと思われる。

さらに、十・十一世紀においては、理由のない闕請や当日の無断欠席には、公請の停止という形で対処をしたが、十二世紀以降にはそのようなことは確認できない。季御読経への出仕を拒む僧侶がいた場合、朝廷は綱所を通じて再三出仕を催促するだけであった。ただ、既に見た天福元年の事例のように、官使を派遣して僧侶の出仕を督促することも、時にはみられた。いずれにしろ、闕請に対する対策も十一世紀までと十二世紀以後とは全く変化しているのである。

(3) 御前僧確保の方法

十二世紀になると、御前僧の選定方法も変質する。

天承元（一一三一）年五月二十一日は春季御読経の初日であったが、上卿の主導する御前僧定以前に鳥羽殿において、御前僧が既に内々に定められている。そして、「御前僧交名」は頭中将を通して「自御所被下上卿」にているのである。もっともこうした在り方については、『長秋記』では「今年始如此」だとし、以前は御前僧交名は「給綱所令清書付史、々入管進上卿歟」としている。⁽⁵³⁾ いずれにしろ、御前僧定が行なわれる前に、内々に御所において御前僧が決定されているのであり、上卿は御所より下された御前僧交名に従うだけであった。御前僧定は形式化しているのである。このような状況は翌長承元（一一三二）年五月十五日の季御読経の場合にも確認できる。そこでは、「御前僧本廿口」であるのに御所より下賜された御前僧交名は二十四口に及んでおり、上卿は驚いて頭中将にこの旨を問い正している。⁽⁵⁴⁾ すなわち、それまで行事所の主導で陣定の形態で決定されていた御前僧が、天皇家あるいは蔵人方の主導で先に決定されてしまうのである。

さらに、この時期の特徴としてもうひとつ指摘できることは、御前僧に選ばれる僧侶が特定の僧侶に限定されるようになることである。嘉応元（一一六九）年三月二十二日の季御読経の御前僧は、僧綱・三会已講の他は「最勝講、法勝寺御八講聴衆勤仕輩」である。⁽⁵⁵⁾ また、平安末期に著された『季御読経問答』第四では、御前僧について「最勝講聴衆并僧綱已講等宗々被召也」とある。つまり、最勝講或いは法勝寺御八講等の法会が整備されてくるにつれて、それらの法会に出仕した僧侶が、季御読経の御前僧として出任するという慣例ができてきているようである。そして、『季御読経問答』第四によって、御前僧の所属寺院の明らかな仁安三（一一六八）年五月や嘉応三（一一七一）年三月の事例をみると、御前僧二十人中、僧綱四人を除く十六人がいずれも四箇大寺の僧侶であることが確認できる。この時期、三講に出仕できる四箇大寺僧のみが御前僧を勤仕するようになっていったのではないか。

つまり、十二世紀以降は南殿僧ばかりでなく、御前僧についても基本的に四箇大寺僧に依拠した請僧が行なわれていたということが指摘できるのである。

また、十一世紀以前の段階と異なって、この時期は御前僧が遅参などで不足しても、南殿から僧侶を召し加えることが全くなくなっている。⁽⁵⁷⁾これは御前僧と南殿僧がそれぞれ別々の方式で確保され、両者が峻別されていることを示すものであろう。

以上、十二世紀以降にみられる変質した季御読経の請僧方式について検討した。それによって、御前僧は、御所において藏人方の主導で、内々に四箇大寺の僧侶の中から選定され、一方南殿僧は、官方（行事弁）の管轄の下、直接四箇大寺に請定されることが確認できた。これまでも諸寺凡僧の変更については、寺家の解文によって行なうことになっており、その限りでは、請僧の選定に寺家が関与することができた。しかし、十二世紀以降には、南殿僧の一部についてだけではあるが、四箇大寺が直接請定を行なうようになっていたのであって、それだけ請僧の決定に寺家権門側の意向が反映しやすい状況になってきているということがいえるのではないか。そしてこのような変化の結果、十・十一世紀前半の段階には請僧の場であり互いに連関していた僧名定と御前僧定は、十二世紀には全く形式化・儀礼化しているのである。

三 請僧形態の変化とその意義

季御読経の請僧形態の変化の画期は、十一世紀後半から十二世紀前半までの間にあることを指摘したが、その時期をもう少し限定できないであろうか。

季御読経ではないが、次の事例はこうした国家的法会における請僧形態の変化の時期をより明確にしてくれるものであると考える。寛喜元（一二二九）年六月二十七日には、一代一度仏舍利諸社奉献儀の請僧の在り方についての議論がなされている。その中で、奉行職事広橋経光は関白九条道家に「仏舍利可相催之僧名綱所如⁵⁸此令注進候、延久於御前被^レ定僧名候、寛治以後皆綱所随注進被^レ遣御教書候也」と申し述べている。ようするに、経光の発言から、延久年間（一〇六九〜七四）から寛治年間（一〇八七〜九四）にかけて一代一度仏舍利奉献儀の請僧形態が変化しているということがわかる。しかも、それは御前における僧名定から、綱所の注進に基づく御教書による請僧への変化であって、これは季御読経の請僧形態の変化の在り方とほぼ同様の内容である。⁵⁹このことからすれば、既述したような季御読経の請僧の変化は、この仏舍利奉献儀の請僧方式の変化と時期を同じくして起ったということが想定できるのではないだろうか。さらに言うならば、一代一度仏舍利奉献儀や季御読経に限らず、多くの国家的法会の請僧形態が十一世紀後半のこの時期に起ったということが指摘できるであろう。⁶⁰

では、なぜこの時期に季御読経をはじめとした国家的法会の請僧形態は変化するのだろうか。その問いに直ちに答えることはできないが、ここではそうした変化の起る背景について二三の問題を指摘しておきたい。

まず、第一に挙げられることは、季御読経に対する僧侶の出仕の滞りという問題である。この原因の一つとして、季御読経の用途調達の困難化に伴う僧侶への布施供米支給の減額が考えられる。このため、僧侶たちは季御読経への出仕を拒むようになるのではないか。かなり後の事例になるが、天福元（一二三三）年五月二十一日の季御読経においては、「僧布施供米無⁶¹之、僧侶者唯煩⁶¹催促」という事態が確認できる。そうした僧侶の出仕の滞りに対処し、より厳密に請僧を行なっていくために請僧形態が変化したということが考えられる。

請僧形態の変化の背景として、第二に指摘できることは、十二世紀以降の国家的法会の請僧における四箇大寺への依存という状況である。例えば、臨時の御読経においても、十二世紀以降は、専ら四箇大寺の僧侶が請僧されている例が多い。⁽⁶²⁾ 季御読経においても、建前としては儀式書通りに畿内の名僧を普く請僧する形式を取りながら、現実には、専ら四箇大寺に依拠した請僧形態を取るようになっていた。そして、この四箇大寺に依拠することによって、十一世紀中葉以後の僧侶の出仕の滞りに対処し出仕僧数を維持しようとしたのであろう。この十二世紀以降みられる四箇大寺の位置や意義については、今後具体的に検討される必要がある。さらに、この時期は僧綱所が機構的変質を遂げ、惣在庁・公文制ともよばれるべき制度が成立し、⁽⁶³⁾ また三会あるいは三講と総称される国家的法会も確立してくる時期である。一連の寺院制度の変質と相俟って国家的法会の請僧形態も変化しているということが指摘できるのである。

第三に、十一世紀までは公家が独自に決定していた請僧が、十二世紀以降、諸寺別当に請定要請しなければならなくなるという事態には、寺社勢力の権門としての自立化という背景があると考えられる。独自の経済的基盤を有するようになった寺家権門は公家側から相対的に自立し、その結果として請僧決定にも自らの意向を反映できるようになったのではないか。請僧形態の変化が起る十一世紀中後半という時期は、⁽⁶⁴⁾ いうまでもなく国家体制が大きく変化する時期であり、また院政も開始され権門体制ともよばれるべき中世国家が成立する時期である。このように十一世紀中葉から十二世紀にかけてみられるこうした国家体制の変化、寺院制度の一連の変化と揆を一にして請僧形態の変化も起ったのである。

おわりに

最後に、これまで考察した季御読経の請僧形態とその変容を参考にして、それ以外の国家的法会における請僧の在り方についても見通しをたててみたい。

まず、十、十一世紀においては、原則として季御読経や仁王会にみられたような「年々僧名」「名僧帳」「諸寺解文」などの一連の文書に基づいて陣定(僧名定)で僧侶が選定されると考えられる。しかし、請僧の規模によって例外はある。千僧御読経のような極端に請僧数が多い場合は、朝廷で僧名を決定せず、寺家に請定させる方式をとる。⁽⁶⁵⁾そして、綱所の役割は請僧の事務手続きか、朝廷の請僧決定に基づいて僧侶を催すことであり、綱所は僧名決定に与ることはできない。

十二世紀以降になると、国家的法会の請僧は、基本的に諸寺別当に直接請定要請するような形態に変化すると思われる。⁽⁶⁶⁾そして、僧名定は多くの国家的法会において、儀礼化・形式化するのではないか。

ただ、個々の法会の請僧形態が具体的に考察されていない現段階において、季御読経で得られた結論をむやみに一般化することは差し控えなければならない。そして、いかなる法会においていかなる請僧方式がとられるのか、さらに、中世の国家的法会と請僧はどのような全容を有しているのか、具体的に検討されていくべきであり、今後の研究課題としてたい。

注

(1) 黒田俊雄「中世における頭密体制の展開」(同『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年)。

- (2) 「請僧」という言葉は、史料上は請ぜられる僧侶そのものをさす言葉として多くあらわれる。
- (3) 土谷恵「平安前期僧綱制の展開」(『史冊』第二四号、一九八三年)。
- (4) 伊藤清郎「中世僧綱制の研究―鎌倉期を中心に―」(『歴史』五三輯、一九七九年)。
- (5) 土谷氏は、注(3) 引用論文において、平安前期における僧綱の請僧機能を強調しておられる。しかし、土谷氏が引用されている史料を再検討してみると、請僧に僧綱がかかわる場合も確かに存在するが、それはあくまで事務手続き上に限られ、請僧の正式な決定は基本的に朝廷においてなされている。
- 鎌倉期の国家的法会の請僧については、伊藤清郎氏が考察されている(注(4) 引用論文)。伊藤氏は中世の僧綱制の機能について考察する中で、請僧の在り方として次の二つの方式を想定している。一つは、僧綱所が僧綱牒を発給して公事の運営責任者を僧侶の中から任命し、その僧侶が中心となって請僧の手配を行い仏事を経営するというもの。もう一つは、直接僧綱所が仏事に参加する僧侶を選定動員し経営するというものである。しかし、伊藤氏のいうような前者の請僧方式は、伊藤氏の示す史料をもってしてはその存在を証明し得ない。後者の請僧方式についても、伊藤氏は僧綱所の機能を強調しすぎているのではないか。既に、牛山佳幸氏(『僧綱制の変質と惣在庁・公文制の成立』(『史学雑誌』九一編一号))や平雅行氏(『中世仏教と社会・国家』(『日本史研究』二九五号、一九八七年))によって明らかにされているとおり、中世の僧綱制は大きく変質しており形骸化し形式的な役割しか果たさなくなっている。そして、請僧に関しても、基本的には公家側が僧名決定権を有しているのである。
- (6) 本稿では、季御読経とよく似た請僧形態をとる仁王会や臨時御読経の事例によって補足しながら考察を展開する。
- (7) 季御読経の成立過程や儀礼構成については、倉林正次氏が詳細に検討されている(倉林「季御読経考」(『神道宗教』一〇〇号、一九八〇年)、同「御齋会および季御読経における論義」(同「饗宴の研究」歳事索引編、桜楓社、一九八七年))。長和四(一〇一五)年の仁王会の上卿を左大臣藤原道長より命ぜられた藤原実資は、続いて「擇定堪能僧二可奏行」きことを命ぜられている(『小右記』同年五月五日条)。このように、僧名定とは上卿の主導で「堪能僧」を選び奏上するものであった。なお、「僧名」とは請僧の名前が書かれている定文のことだが、この言葉で、請僧そのものをさす場合もある。
- (9) 事例は少ないが、同様の事態は仁王会においてもみられ、それは表2によって確認できる。つまり、仁王会僧名定に

提出される文書も十一世紀前半までと十二世紀以降とでは大きく異なり、それはやはり、仁王会の請僧形態の変化を示していると考ええる。

(10) 例えば、治安元(一〇二二)年十二月十八日の季御説経では、

十二月十三日に僧名定が行なわれ、十六日と初日の十八日の二回にわたって闕請定が行なわれた。そして、その十八日の開始直前に御前僧定がなされている(『小右記』)。

(11) 『江家次第』巻第五、季御説経事。

(12) 『江家次第』には、三会已講についてしか記されていないが、それ以外の有職凡僧も含めて考えるべきである。

(13) そのほかに「次第」という形で請ぜられる僧侶がいる。この「次第」という請じ方の実態はいまのところ不明である。

(14) 治安元(一〇二二)年三月七日の大極殿千僧御説経において、請僧に係わった寺は延暦寺、東大寺、興福寺、東寺、西寺、元興寺、大安寺、西大寺、薬師寺、法隆寺の十箇寺だけである(『小右記』同日条)。

(15) 季御説経の前身である九世紀の恒例宮中大般若経転読会における請僧の理念は「宿徳名僧百口」を請ずることにあつた(『日本三代実録』仁和三年八月十八日条)。

(16) 『江家次第』巻第五、季御説経事。なお、『江家次第』は十二世紀初頭に成立するものだが、この季御説経に関する部分は十一世紀段階の内容を示していると考ええる。というのは、この部分には「近例」という言葉でそれ以前の儀式次第との相

表2 仁王会僧名定に提出された文書

年月日(年代)	提出文書	典拠
寛仁1(1017)年 9月26日	・代々一代仁王会定文 ・僧綱、阿闍梨、諸寺名僧帳 ・聖神寺解文	『小右記』
寛仁3(1019)年 5月19日	・前々定文 ・僧綱交名 ・内供阿闍梨交名 ・名僧帳	『小右記』
万寿4(1027)年 2月19日	・綱所進死去勘文 ・寺々解文	『小右記』
建仁2(1202)年 9月20日	・旧定文 ・今度可候之僧名	『猪隈関白記』
貞永1(1232)年 3月9日	・去年僧名 ・今度僧名土代	『民経記』

違を説明している箇所がみられ、従ってその箇所以外は基本的に「近例」以前の段階（つまり十二世紀以前）の内容を語っているとみなすことができるからである。

(17) 『小右記』寛仁元年九月二十六日条。

(18) 「軸輪転名帳」と「諸寺名帳」とは同一の帳簿であり、季御読経や仁王会等の法会に軸請ないし輪転として請するのにふさわしい諸寺凡僧を網羅して記載しているものと思われる。これは、請僧において諸寺凡僧の追加や変更を行なうときに参照されたのではないか。

(19) 例えば、寛仁元（一〇一七）年九月二十六日に行なわれた仁王会の僧名定では、史が提出した文書に「僧綱、阿闍梨、諸寺名僧帳」が存在する（『小右記』同日条）。また、同年十月二十五日に行なわれた賀茂行幸御祈十社御読経の僧名定においても「僧綱、已講、内供、阿闍梨名帳」とよばれる文書が用意されている（『小右記』同日条）。

(20) 長元元（一〇二八）年十月十三日の季御読経僧名定に提出された死去勘文には、先日死亡した僧正院源のことが記されている（『小右記』同日条）。

(21) 『小右記』治安元年十二月十二日条。

(22) 『小右記』寛仁元年九月二十六日条。

(23) 万寿二（一〇二五）年の仁王会の事例だが、三月一日には「嘉祥寺解文」なるものが奏聞されている。その内容は「彼寺講師観悟死開替以可_レ被_レ補」ということであった。この史料からも、諸寺解文とは諸寺凡僧の死開を補うため、代りの凡僧を推挙するものであったと考えられる。

(24) 『小右記』長元三年四月二十三日条、同万寿二年十月二十三日条。

(25) 『西宮記』卷五、季御読経。

(26) 『小右記』寛仁二年三月闕日条。

(27) 仁王会の事例だが、万寿四（一〇二七）年二月十九日の仁王会定では、綱所が進めた「死去勘文并寺々解文」によって「一々補_二死開_一」している（『小右記』同日条）。

(28) 寛仁二（一〇一七）年三月の例では、新たに僧綱を加えたところ、僧数が一人多くなり、そのため東寺の軸請一人が止められている。そして「僧綱少可_レ復_レ本也」ということが確認されている（『小右記』同年三月闕日条）。長元元年

十月には、死去勸文によって僧正院源の死去が確認され、止められていた安祥寺がもとどおりに軸請に入れられている(『小右記』同年十月十三日条)。

(29) 『小右記』長和元年五月四日条。

(30) 『小右記』万寿元年十月二十一日条では從儀師が廻請の署名を得るため、時の法務である天台座主院源僧正のところに参加したが、院源は「仰_レ威儀師可_レ持来_一由_ト」せて署名せず、このため廻請が滞っている状況がみられる。

(31) 『小右記』万寿四年五月十二日条には「辞書者兼日可_レ付_一綱所_一」とある。

(32) 治安元(一〇二二)年十二月十六日には、季御読経上卿藤原実資は「御読経行事左少弁義忠朝臣」に辞書の枚数について問うている(『小右記』同日条)。

(33) 『西宮記』巻五、季御読経、『御堂関白記』寛弘元年三月二十四日、二十七日条等。

(34) 『江家次第』巻第五、仁王会事。

(35) 『小右記』万寿二年十月十九日条。

(36) 『西宮記』巻五、季御読経、『権記』長保五年三月九日条等。

(37) 『江家次第』(巻第五、季御読経事)には御前僧定について、「弁預記_可取見參僧堪_レ候_一御前_之廿口_上令_レ入_レ筥_一」とある。

(38) 『北山抄』巻第六、臨時御読経事。

(39) この時期御前僧が揃わないことがしばしばみられる(『小右記』寛仁三年二月二十三日条)。また、南殿僧も当日に相当欠員していることがあった(『小右記』万寿元年十月二十六日条)。

(40) 『小右記』寛仁三年二月二十三日条。

(41) 土谷注(3)引用論文。

(42) 『猪隈関白記』建仁二年六月十六日条。

(43) 『民経記』天福元年五月十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

(44) 東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺の四寺は普通総称されて「四箇大寺」とよばれる。

(45) 『吉統記』文永七年八月二日条。

(46) ここにみえる「注進」についてだが、単に請定の僧数についてのものではなく、具体的な僧名までも注進しているこ

とも考えられる。しかし、天福元年の場合は、あくまで綱所は各寺の請定僧数を申請しているにすぎないので、この文永七年の事例の「注進」の内容も同様に考えた。

(47) 『民経記』天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

このような請僧三十人の四箇大寺への直接的な請定は、既に嘉応元(一二六九)年にみられる(『兵範記』同年三月二十二日条)。ここでは南殿僧八十人のうち、五十人は僧綱と有職凡僧によって確保され、残り三十人の諸寺凡僧分がこうした四箇大寺への請定によって整えられている。南殿僧の僧綱や有職の請僧方式は不明である。

(49) 『民経記』天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

このことは僧名定が季御読経の当日に行なわれていることから窺われる。仁安二(一一六七)年七月二十四日は季御読経の初日であったが、その前に僧名定を行なうことからも窺われる。仁安二(一一六七)年七月二十四日は季御読経の初日であったが、その前に僧名定を行なうことからも窺われる。仁安二(一一六七)年七月二十四日は季御読経の初日であったが、その前に僧名定を行なうことからも窺われる。仁安二(一一六七)年七月二十四日は季御読経の初日であったが、その前に僧名定を行なうことからも窺われる。

(51) 『山槐記』寿永二年三月二十日条、『猪隈関白記』建仁二年六月二十二日条。特に、寿永二年三月の事例のように僧名定文と闕請定文の具体的内容が明らかかなもので確認すると、僧名定文の最初に現れる僧綱の上位三人が、奇しくも闕請定文に現れる闕請者三人なのである(『山槐記』同年三月十六日条、二十日条)。このことは闕請定が、予め闕請する予定でありながら慣例的に僧名定文に列記された上位の僧綱を、形式的に補填するものにすぎなくなっていることを示している。

(52) 『民経記』天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

(53) 『長秋記』天承元年五月二十一日条。

(54) 『長秋記』長承元年五月十五日条。

(55) 『兵範記』嘉応元年三月二十二日条。

(56) 東大寺図書館蔵。

(57) 『初例抄』(『群書類従』二四輯所収)では、寛治六(一一九二)年十二月十六日の例を、「季御読経御前衆不足」のままこの法会が行なわれた初例としている。そして、十二世紀以降は御前僧を補うために南殿僧を召す事例が一例も確認できない。

(58) 『民経記』寛喜元年六月二十七日条。この仏舎利奉獻儀は同年八月八日に実施されている(『玉葉』同日条)。

(59) ただ、この仏舎利奉獻儀の場合は綱所が僧名を注進していると考えられる。しかし、このことは必ずしも綱所の権限の増大を意味するのではない。朝廷が、僧名の選定という事務手続きを放棄し、それを綱所に委ねたということにすぎないのではないか。そして、実際の僧名決定は季御読経にみられたように四箇大寺等の有力寺家権門が行ない、綱所はそれを取りまとめ朝廷に注進しているだけであると考える。綱所の機能はあくまで事務手続きに限定されているのだろう。

(60) 既に注(9)で指摘したが、仁王会の請僧形態も、季御読経と同様に十一世紀後半から十二世紀前半にかけて変化するのである。

(61) 『民経記』天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

(62) 『民経記』貞永元年七月二十七日条(『大日本史料』五編之八、七月二十七日条所収)。また寛治五(一〇九一)年六月には、一日交替で三日間、四箇大寺のうち延暦寺・園城寺・興福寺の三寺のみに紫宸殿六十僧御読経を行なわせている(『中右記』寛治五年六月二十三日条)。四箇大寺に一日交替で読経をさせるという請僧方式は十一世紀後半以降しきりにみられる。

(63) 牛山注(5) 引用論文。

(64) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)、黒田俊雄「中世の国家と天皇」(岩波講座『日本歴史』中世2、一九六三年)。

(65) 長元五(一〇三二)年六月二十二日に行なわれた千僧御読経では、請僧は「只経宣旨於寺々」すのみであって、諸寺に請定させているようである(『小右記』同日条)。

(66) しかし、これも請僧の規模に左右されるようである。『長秋記』永久元年二月十五日条の事例では、大般若御読経への請僧について、「取替六十僧名二所進也、仍有寺付、卅口無寺付二也」とある。つまり十二世紀以降において、請僧が三十人以下なら寺家に請定要請しないようである。

(甲府南高校教諭)